

事務連絡  
令和2年4月15日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$  母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関する Q&A について

母子保健行政の推進につきましては、平素より多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

不妊に悩む方への特定治療支援事業に関し、令和2年4月9日付け子母発0409第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて」について通知したところです。

今般、都道府県等から照会が多い事項について Q&A を作成しましたので、別添のとおり情報提供いたします。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、別添Q&Aをご参照の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知及び助言等の支援をお願いします。

別添1

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いに関する Q&A

別添2

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

以上

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療延期に関する関係QA集

令和2年4月15日時点 子ども家庭局母子保健課

番号	カテゴリ	質問内容	回答
1	延期期間の取扱いについて	「令和2年度に新型コロナウイルスの感染予防の観点から治療を延期したもの。」とは ①令和2年度中に延期の期間は問わず、延期したもの ②令和2年度中は延期し（令和2年度中は治療しない）、令和3年度に治療開始したもののどちらを指すか。	今回の延期措置は、令和2年度の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」における措置になりますので、『令和3年3月31日までに治療開始したもの』が対象となり、①の扱いとなる。 本事業は単年度ごとの予算事業であるため、令和3年度の扱いについては現時点では未定であるが、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ検討してまいりたい。
2	令和3年度以降の取扱いについて（時限措置の期限について）	通知の件名には「令和2年度」とありますが、申請が令和3年度になった場合に、時限措置の対象とする予定はあるか。	令和3年度の扱いについては未定である。 本事業は単年度ごとの予算事業であるため、令和3年度の扱いについては現時点では未定であるが、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ検討してまいりたい。
3	年齢の考え方について	時限的に年齢要件を緩和することのだが、具体的にどのような年齢の者がどのような取扱いとなるのか。	2020/3/31時点で43歳未満、40歳未満である者が対象となる前提を踏まえ、年齢の考え方については、以下を参考とされたい。 ・2020/3/31時点で既に43歳 →対象外 ・2020/4/1以降に43歳になる →対象 ・2020/3/31時点で既に40歳 →通算回数3回 ・2020/4/1以降に40歳になる →通算回数6回
4	治療ステージ（別添参照）の解釈について	・治療ステージBは「受精後1～3周期程度の間隔をあけて胚移植を行うとの“当初の”治療方針に基づく治療」とあり ・体調不良等のため“当初の”治療方針を大きくこえる期間空く場合は、一旦ステージDとして申請するとの通常の取扱いに関し、 「治療開始当初は“胚凍結後に数周期中に胚移植する予定”であったが、コロナウイルス感染症の終息を待って、数ヶ月以上を空けて胚移植を行うよう方針を変更した」場合は一旦ステージDとして申請するのではなく、ステージBとして取扱って差し支えないか。	差し支えない。 治療ステージの扱いについては、申請者の希望に応じて柔軟にご判断されたい。（ケースに応じて治療ステージBとして扱うこととしても差し支えない） その際、令和3年度については、今回の時限措置が継続されるかについては未定あることについてご留意いただきたい。
5	延期に関する証明書等の提出について	今回の時限措置の対象者が「新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したもの」であることについて、何かしら本人からの申立書、または医療機関からの証明書等の提出を求めるべきか。	今回の措置については、本人や医療機関からの申立書や証明書等は不要である。 一律に対象にしていただいて差し支えない。
6	適応開始時期について	年齢要件緩和が適応となるのは、なぜ2020年4月以降なのか（1～3月に自主的に治療延期した人と不公平ではないか）。	今般の措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不妊治療の延期等が余儀なくされることに伴う措置になる。そのため、日本生殖医学会が4/1に声明を出したことに鑑みて、対象期間を4/1からとしている。 それまでの期間（1～3月）の治療延期の判断については、「延期が余儀なくされた」とまではいえず、措置の対象とはしていない。
7	採卵前に治療中止した場合について	治療を開始したが、採卵に至る前にコロナの関係で治療を中止することになった場合、使用したホルモン剤等にかかる費用に関して助成されるのか。	今回の措置は、年齢要件を時限的に変更するものであり、治療ステージと助成の考え方に関しては従来と変わらない（別添参照）。すなわち採卵に至らなかった場合は助成の対象とはならない。

8	婚姻関係の確認について	令和2年3月31日時点で42歳である未婚女性について、令和2年度中に婚姻関係が結ばれ、その後治療を開始した場合は、今般の年齢緩和措置の対象としてよいか。また、通算助成回数を6回とする取扱いにおいても、令和2年3月31日時点で39歳である未婚女性について、同様の扱いとしてよいか。	助成の対象として差し支えない。 令和2年3月31日時点で43歳以上（または40歳以上）の女性については、既婚、未婚問わずに対象とはならない。
---	-------------	---	---

別添 2 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

	治療内容	採卵まで			採精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植				助成対象範囲		
		14日	10日	1日			1日	10日	7～10日	1日		10日	
	治療内容	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植 胚移植	凍結胚移植 胚移植	黄体期補充療法	（胚移植のおおむね2週間後）	1日	助成対象	
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	10日	7～10日	1日	10日	助成対象
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												助成対象
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												助成対象
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												助成対象
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												助成対象
F	採卵した卵が卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												助成対象
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												助成対象
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												助成対象

\* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあげて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。